



® 平成 29 年 11 月 17 日 (金)
No. 14572 1部370円(税込み)

発行所

一般財団法人 経済産業調査会
東京都中央区銀座2-8-9 (木挽館銀座ビル)
郵便番号 104-0061
[電話] 03-3535-3052 [FAX] 03-3567-4671

近畿本部 〒540-0012 大阪市中央区谷町1-7-4
(MF天満橋ビル8階) [電話] 06-6941-8971

経済産業調査会ポータルサイト <http://www.chosakai.or.jp/>

特許ニュースは

- 知的財産中心の法律、判決、行政および技術開発、技術予測等の専門情報紙です。

定期購読料 1カ年61,560円 6カ月32,400円
(税込み・配送料実費)

本紙内容の全部又は一部の無断複写・複製・転載及び
入力を禁じます(著作権法上の例外を除きます)。

目次

- ☆海外商標制度シリーズ⑮
韓国の商標制度の概要…………… (1)

海外商標制度シリーズ⑮

韓国の商標制度の概要

特許業務法人RIN IP Partners

弁理士 宮田 佳代子

1. はじめに

大韓民国(以下:韓国)は、アジア大陸の北東部にある南北約1,000キロメートルの朝鮮半島に位置しており、面積は約10万295平方キロメートル、人口は約5,125万人(2016年推計)、首都ソウルに全体人口の約25%が集中している。主要産業は、電気・電子機器、自動車、鉄鋼、石油化学、造船などであり、

2016年の名目GDPは1兆4,110億ドルにのぼる。日本にとって韓国は第3位の、韓国にとって日本は第3位の貿易相手国であり、両国は経済上の緊密な関係を有している¹。

日本では、いわゆる韓流ブーム以降、ドラマ、映画、音楽などの韓国のコンテンツの人气が高く、韓国料理や、韓国コスメと称される韓国発祥の化粧品



林達劉グループ

(グループ会社) 北京林達劉知識産権代理事務所、北京魏啓学法律事務所

林達劉(北京)翻訳株式会社、北京林達劉知識産権研究所

品質保証を第一に、クライアントと誠実にお付き合いします!

- 高い品質 ●迅速な対応 ●合理的な価格 ●日本語で完全対応

北京本社 中国北京市東城区北三環東路36号 北京環球貿易中心C座16階 電話: 86-10-5825-6366(代表)
FAX: 86-10-5957-5201(代表)、mail: linda@lindapatent.com(代表)、HP: www.lindaliugroup.com

上海オフィス 中国上海市長寧区仙露路369号現代広場1305号 電話: 86-21-6095-0505
FAX: 86-21-6095-0500、mail: linda-sh@lindapatent.com

代表取締役 弁理士 魏 啓学 社長 弁理士 劉 新宇 所長代行 弁理士 李 茂家 副所長 弁理士 張 会華

社員数: 2017年4月現在305名(弁理士110名、商標弁理士20名、弁護士28名、元特許庁審査官・審判官20余名、特許エンジニア45名)

も日常生活に定着している。他方、韓国でも、日本の漫画などのコンテンツや、食料品・化粧品などの日本製品は根強い人気を有しており、日本と韓国は、文化面・生活面においても幅広い交流が進展している。2016年の両国間における相互往来者数は、739万人と過去最高を記録した²。

このように日本と韓国が経済的にも文化的にも密接な関係を有する背景には、地理的に近接していること、時差がないこと、生活様式が類似していること、そのために人や物の往来が容易であることといった要因があり、両国は今後も互恵的なパートナーとして共同の利益を拡大する可能性を秘めている。

しかしながら、知的財産の分野では、模倣品が多く流通している実情や、商標の冒認出願の問題も見受けられる。このため、日本企業にとって、韓国における商標の保護に関する現状や法制度を理解することは事業上重要であると思われる。韓国の商標法は、審査主義、先願主義、登録主義を基本とする点で、日本の商標法と制度上の共通点が多く見られるが、権利付与前異議申立制度を採用している点や、指定商品の追加登録出願制度を有するなどの相違点もある。また、実務的な面では、商標の類否判断において類似範囲が広く判断される傾向にあることも日本との相違点といえる。

そこで今回は、日本の商標制度との共通点及び相違点を踏まえつつ韓国の商標制度を概説する。

2. 商標の保護に関する国際条約

韓国が加盟している商標の保護に関する国際条約及び協定としては、パリ条約、マドリッド協定議定書、商品及びサービスの国際分類に関するニース協定、WTO・TRIPS協定、商標法条約等がある。

3. 特許庁の組織

韓国特許庁は、5大特許庁（日米欧中韓）の1つであり、また、商標五庁（TM5）の1つである。

1949年に韓国商工部（Ministry of Commerce and Industry）の外局として前進となる特許局が設立され、1977年に現在の韓国特許庁（Korean Industrial Property Office（略称KIPO））が開庁された³。商標の審査業務は、韓国特許庁の商標デザイン審査局で行われる。2016年時点での商標デザイン局の審査官の人数は、162名である⁴。

4. 統計

(1) 商標登録出願件数の推移

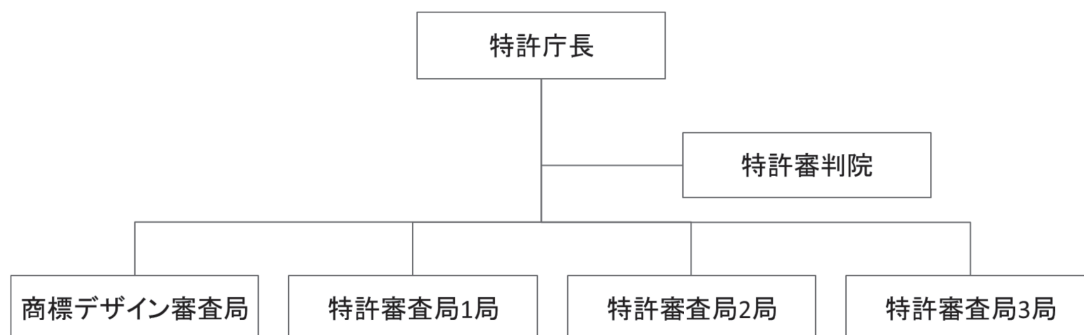
韓国における2012年から2016年までの商標登録出願件数の推移を以下に示す⁵。商標登録出願件数は、近年は約13万件から約17万件前後で推移している。2016年の出願件数は、170,347件と、同年の日本の商標登録出願件数161,859件よりも多く、アジアでは、中国、インドに次いで3番目に商標の出願件数が多い。

(2) 出願人の居住地別の内訳

韓国における出願人の居住地の内訳をみると、直接出願については、韓国国内の居住者による出願が157,107件（92.2%）と圧倒的に多く、次いで、米国、中国、日本及びその他の国がそれぞれ約2%程度となっており、韓国以外の居住者による直接出願の件数は、13,240件である⁶。

(3) 直接出願とマドプロ経由の出願の対比

韓国を指定するマドプロ経由の出願は計11,243件あり（2016年度）、出願人の居住地別の内訳上



（韓国特許庁「Functions of the Korean Intellectual Property Office」より審査に関するセクションを抜粋して筆者作成）